

長崎県立大学は久木野教授の異議申し立てに対して、その内容にまったく触れることなく、説明を避けた簡単な書面で異議を棄却しました。

長崎県立大学(公立大学法人)は久木野教授が提出した異議申し立てに対してその申立を棄却するとの「通知書」を、代理人である北爪弁護士の事務所を訪れて手渡しました。9月24日の時点で既に久木野教授の処分が決まったかのように学内処置を行っていたことから分かるように、やはり(予想通り)弁明書に何ら答えることなく中身の無い簡単な書面で異議申し立てを棄却したものでした。

長崎県立大学にあっては規則規程にある弁明や異議申立の機会というものは、実質的には存在しないもののようです。